

省令準耐火構造【木造軸組工法】チェックリスト

このチェックリストは省令準耐火構造の仕様に関する概要をまとめたものです。このチェックリストに記載のない事項については、住宅工事仕様書で確認してください。

基準項目		基準の概要等	確認欄 ☑	2023仕様書 該当ページ (項目番号)		
屋根	屋根	●屋根は次のいずれかとする	☐	P290	18.2の1	
		①不燃材料で造るか、または葺くこと			イ	
		②準耐火構造(屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る)			ロ	
		③耐火構造の屋外面に断熱材及び防水材を張ったもの			ハ	
外壁・軒裏	外壁及び軒裏 ※外部の独立柱、外部に面するはりを含む	●防火構造とする	☐	P290	18.2の2 イ	
内壁等	外壁の室内に面する部分の防火被覆 ※室内の独立柱を含む ※室内側の用途が、浴室(ユニットバスの場合を含む)、洗面脱衣室、便所、玄関、廊下、物置等の場合も防火被覆が必要	●被覆材は次のいずれかとする(外壁(屋外側)が防火構造の認定を受けた場合緩和あり)	☐	P290	18.3の1	
		①厚さ12mm以上のせつこうボード張り			イ	
		②厚さ9.5mm以上のせつこうボード2枚張り			ロ	
			③防火構造			ハ
	間仕切り壁の防火被覆 ※室内の独立柱を含む ※浴室(ユニットバスの場合を含む)、洗面脱衣室、便所、玄関、廊下、物置等も防火被覆が必要	●被覆材の種類は次のいずれかとする	☐	P290	18.3の2	
		①厚さ12mm以上のせつこうボード張り			イ	
		②厚さ9mm以上のせつこうボード2枚張り			ロ	
		③厚さ7mm以上のせつこうラスボード張りの上に厚さ8mm以上のプラスター塗り			ハ	
			④防火構造			ニ
	壁の補助面材	●柱及び間柱と防火被覆材の間に補助面材を設ける場合は次のいずれかとし、いずれの場合も厚さ9mm以上とする	☐	P291	18.3の3 イ〜リ	
		①構造用合板 ②構造用パネル ③MDF ④HB(厚さ5mm以上) ⑤パーティクルボード ⑥木質系セメント板で(準)不燃材料 ⑦パルプセメント板で(準)不燃材料 ⑧繊維強化セメント板で(準)不燃材料(スレート波板除く) ⑨火山性ガラス質複層板で(準)不燃材料 ⑩せつこうボード製品で(準)不燃材料				
	内壁の防火被覆材の壁張り	●柱、間柱の間隔は500mm以下	☐	P297	18.7.1の4 18.7.2の4	
●当て木(天井一壁、床一壁、壁一壁との取合部)の断面寸法は30mm×38mm以上または35mm×35mm以上 (補助面材を設ける場合はその厚さを含んでよい) (鋼製下地とする場合には、天井と壁の取合い部は鋼製ランナー(防火被覆材と接する部分の高さ40mm以上、幅30mm以上)とすることができる)		18.7.1の5 18.7.2の5				
●間柱(目地部分)の断面寸法は45mm×105mm以上 (補助面材を設ける場合はその厚さを含んでよい)		18.7.1の5 18.7.2の5				
●間柱(目地部分以外)の断面寸法は30mm×105mm以上 (補助面材を設ける場合はその厚さを含んでよい)		18.7.1の4 18.7.2の4				
●1枚張りの場合:以下の項目全てを満たすこと (大臣認定を受けた耐力壁の場合の留付けに用いるくぎ等及び留付け方法+㉔でもよい)		18.7.1の1 18.7.1の2 18.7.1の3 18.7.1の5イ				
①柱、間柱その他の垂直部材及び土台、はり、胴差しその他横架材にGNF40、長さ40mm以上のステーブル、長さ28mm以上の木ねじ、タッピンねじまたはこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で留付け						
②留め金具の間隔は、被覆材の外周部・中間部ともに150mm以下						
③目地部分及び取り合い部分の裏面に当て木(目地部分に設ける場合は45mm×105mm以上)を設ける		18.7.2の1 18.7.2の2 18.7.2の3 18.7.2の5				
●2枚張りの場合:以下の項目全てを満たすこと						
①柱、間柱その他の垂直部材及び土台、はり、胴差しその他横架材に、1枚目の被覆材は、GNF40、長さ40mm以上のステーブル、長さ28mm以上の木ねじ、タッピンねじまたはこれらに類する留め金具で、2枚目の被覆材は、GNF50、長さ50mm以上のステーブル、長さ40mm以上の木ねじ、タッピンねじまたはこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で留付け						
②留め金具の間隔は、1枚目の被覆材の外周部・中間部ともに150mm以下、2枚目の被覆材の外周部・中間部ともに200mm以下						
③1枚目と2枚目の被覆材の目地が一致しないように配置 一致する場合は、当該部分の裏面に当て木(45mm×105mm以上)を設ける						
天井等	上階に床がない部分の天井の防火被覆	☐	P292	18.4.1の1		
				イ		
				ロ		
				ハ		
上階に床がある部分の天井の防火被覆 ※地階の天井で下地が鉄筋コンクリート造のスラブでない部分を含む	●下地材料の種類は次のいずれかとする	☐	P292	18.4.2の1		
	①厚さ9mm以上のせつこうボード2枚張り			イ (イ)		
	②厚さ9mm以上のせつこうボード張りの上に厚さ9mm以上のロックウール化粧吸音板張り			ロ (ロ)		
		③厚さ12mm以上の強化せつこうボード張り		ロ		
室内に面するはりの防火被覆	●室内に面するはりがある場合、下地材料の種類は次のいずれかとする	☐	P300	18.10の1		
	①厚さ9mm以上のせつこうボード2枚張り			イ		
	②厚さ12mm以上の強化せつこうボード張り			ロ		
上階に床がある部分の天井の防火被覆材の目地処理 (2枚張りは目地が一致する部分のみ)	●目地処理の方法は次の①〜③のいずれかを充填するか、④、⑤の当て木を設ける	☐	P293	18.4.3の3		
	①厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上) ②厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上) ③厚さ100mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上) ④30mm×38mm以上または35mm×35mm以上の木材または鋼材 ⑤厚さ0.4mm×幅90mm以上の鋼板			イ		
				ロ		

基準項目		基準の概要等	確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	2023仕様書 該当ページ (項目番号)	
天井等 (続き)	天井及びはりの 防火被覆材の留付け	●1枚張りの場合:以下の項目全てを満たすこと	<input type="checkbox"/>	P299	18.8.1
		①根太、野縁等に、GNF40、長さ40mm以上のステーブル、長さ28mm以上の木ねじ、 タッピンねじまたはこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で留付け ※はりの防火被覆は、はりに直接留め付けてもよい			1
		②留め金具の間隔は被覆材の外周部150mm以下、中間部200mm以下			2
		●2枚張りの場合:以下の項目全てを満たすこと			18.8.2
①根太、野縁等に、1枚目の被覆材は、GNF40、長さ40mm以上のステーブル、長さ28mm以上の木ねじ、タッピンねじまたは これらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で、2枚目の被覆材は、GNF50、長さ50mm以上のステーブル、長さ40mm以 上の木ねじ、タッピンねじまたはこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で留付け ※はりの防火被覆は、はりに直接留め付けてもよい	1				
②留め金具の間隔は、1枚目の被覆材の外周部・中間部ともに300mm以下、 2枚目の被覆材の外周部は150mm以下、中間部は200mm以下	2				
その他	その他の防耐火上の 措置	●防火被覆材の目地処理は防火上支障のないよう処理する	<input type="checkbox"/>	P301	18.12の1
		●防火被覆材を貫通して設備器具を取り付ける場合の措置:当該器具または当該器具の裏面を当該部分に空隙が生じない よう(準)不燃材料で造りまたは覆う			18.12の2
		●防火被覆材を貫通して木材を取り付ける場合の措置:防火被覆の貫通方向に30mm以上の厚さの木材を設置することができ る。この場合の目地部分及び取合い部分には当て木(30mm以上×38mm以上または35mm×35mm以上の木材)を設ける。			18.12の4
		●「床または天井と壁」及び「壁と壁」との取合い部には、次のいずれかの材料によりファイヤーストップ措置を行う ※上階に床がある部分の天井は、天井内部における間仕切り壁と横架材との間にも次のいずれかのファイヤーストップ措置が必要			18.12の3
		①厚さ30mm以上の木材			イ
		②厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)または厚さ 100mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上)			ロ
		③厚さ12mm以上のせつこうボード			ハ

※ 上表における使用材料について、JISまたはJASの指定があるものは、それぞれの規格に適合するものまたはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

※ 「界壁」、「界床」の仕様に関しては上表に記載していない。連続建て、重ね建ての場合の「界壁」、「界床」の仕様は、住宅工事仕様書で確認すること。